

# 1 株主総会の招集手続

弁護士 若竹 宏諭

## Q1-1 招集通知

友人3人と新しく会社を立ち上げました。取締役会は設置せず、株式も公開していません。この度、初めての定時株主総会を開催します。株主総会はどのように招集すればよいでしょうか。

## A1-1

非公開会社かつ取締役会非設置会社で複数の取締役がいる場合、取締役の過半数で株主総会の招集を決定した上、取締役が、株主総会の日の7日前(定款に別の定めがある場合には定款に定められた日)までに株主に招集通知を書面その他の方法により発送することが必要です。

### 解説

- 1 株式会社は、年1回株主総会を開催しなければならない(296条1項)。株主総会の大きな流れは、株主総会の招集決定をし(298条)、株主へ招集通知を行い(299条)、株主総会を開催して(309条等)、議事録を作成し、閲覧に供することである(318条)。
- 2 株主総会は、原則として取締役が招集する(296条3項)。この招集は、株主に出席と準備の機会を与えるため、一定の手続に従ってされる必要がある。そして、招集手続は、公開会社か非公開会社であるか、取締役会設置会社であるかどうか、定款の定めによって会社法で定められた内容と異なるルールを定めているかどうか等によって異なるが、以下では、取締役会非設置会社・非公開会社における原則的な招集手続を説明する。

### (1) 招集決定

株主総会を招集する場合には、次の事項を決定しなければならない(298条1項)。**①株主総会の日時及び場所**、**②株主総会の目的である事項があるときは当該事項**、**③株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることとするときはその旨**、**④株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨**、**⑤以上のほか、法務省令で定められた事項**(施行規則63条各

号)である。**②の「株主総会の目的である事項」**は、株主総会において株主の賛否を問うテーマのことであり、例えば、「取締役2名選任の件」といったもので、一般に「議題」と呼ばれる。取締役会非設置会社では、予め決定しておく必要はない(309条5項参照)。一方、ある議題に関する具体的な事項(「Xを取締役にする。」)を一般に議案というが、議案については、書面投票又は電子投票の方法を行う場合(298条1項5号、施行規則63条3号イ、同73条1項1号)を除き、招集決定時に定めておく必要はない。招集決定は、取締役会非設置会社の場合、取締役が1人であれば、当該取締役単独で、取締役が2名以上であれば、その過半数によりなされる(348条2項)。

## (2) 招集通知

### ア 招集通知の発送時期と方法

株主総会の招集が決定された後は株主に対する招集通知を行わなければならない(299条1項)。非公開会社の場合、この招集通知は、株主総会の日の1週間前までに発しなければならない(取締役会非設置会社であれば、定款でさらに期間を短縮できる)。

取締役会非設置会社の場合、書面投票又は電子投票を採用するときを除いて、招集通知の方法・内容に関するルールがないため、口頭やメール等で招集を通知することもできる。もっとも、招集通知の内容は、小規模の非公開会社であったとしても、開催日時・場所を当然として、株主総会の目的事項(議題)のほか、代理人による議決権行使に関する説明を記載することが一般的である。

### イ 招集通知と併せて送付する資料等

株式会社は、定時株主総会に計算書類を提出するとともに事業報告をしなければならず(438条)、これらを招集通知と併せて株主に事前に提供することが一般的である。また、株主は、代理人によって議決権を行使することが可能であることから(310条)、招集通知に委任状を同封することが多い。

なお、代理人によって議決権を行使する場合など、議題によっては事前に具体的な内容を確認できなければ、株主が判断できない場合もある。そのため、株主のために、議題や議案の具体的内容に関する情報提供を行うこともある。

Q1-2 電子提供制度

株主総会の招集通知に添付する参考資料を郵送するのは煩わしいです。ウェブサイトからダウンロードしてもらえないでしょうか？

A1-2

元年法の下では、定款に定めを置くことにより、株主総会資料を電子的に提供する措置が利用可能になります。

解説

1 株主総会資料の電子提供

令和元年の会社法改正により、株式会社が、株主総会関係資料を書面ではなく電磁的方法ないしは電子提供により行う選択肢が増えた。以下では、元年法の施行前後における株主総会資料の電子提供の方法について説明する。

(1) 現行法

現行法では、株主の個別の承諾を得た上で、招集通知を電磁的方法によって行うことができ(299条3項)、株主総会参考書類を電磁的方法により提供することができる(301条2項)。また、定款に定めを置くことにより、議案や貸借対照表等の一定の事項を除いた事項について、ウェブサイト上に掲載することで書面による提供を省略することも可能である(施行規則94条)。

(2) 元年法

上記のとおり、現行法上も一定の場合に株主総会参考資料の内容を電子的に株主に提供する方法は存在したが、多くの株主から個別の承諾を取得することは現実的ではなく、また、定款の定めを置いてウェブサイト上に掲載できる事項に限られていたことから、これらの利用は限定的だった。

元年法では、株主の個別の承諾を要せず、定款に定めを置くことにより、掲載事項の限定なく、電子的に株主総会資料を提供することができる制度が新たに創設された(元年法325条の2～325条の7。以下「電子提供措置」という)。

2 電子提供措置の概要

(1) 電子提供措置の導入

株式会社は、定款で、招集手続を行う際に株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置(電磁的方法により株主が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって、法務省令で定めるもの)をとる旨を定めることができる(元年法325条の2)。電子提供措置をとること

ができる株式会社の種類は限定されていない。この電子提供措置をとる旨の定めは登記事項である(元年法911条3項12号の2。なお、ウェブサイトのURLは登記事項ではない)。

これにより、電子提供措置、すなわち、株主総会資料のデータをインターネット上のウェブサイトにアップロードし、株主が閲覧できる状態に置く方法により、株主総会資料を株主に提供できるようになる。

(2) 電子提供措置を採用した場合の招集手続

電子提供措置は、書面に記載されるべき所定の情報についてとることができるだけで、招集通知そのものを電子提供措置をもって代えることができるわけではない。つまり、電子提供措置が採用されていても、株式会社は、株主総会の招集決定をし、株主に対して招集通知をしなければならないことに変わりはない。ただ、非公開会社が電子提供措置をとる旨の定款を置いた場合、招集通知の発出時期は、株主総会の日から2週間前になる(元年法325条の4第1項)。

電子提供措置による場合の招集通知の内容は、元年法298条1項1～4号所定の事項のほか、電子提供措置をとっている旨やそのURL等を記載すれば足り、株主総会資料を書面で提供する必要はなくなる(元年法324条の4第2項)。会社の任意の判断により、株主総会資料の全部又は一部を書面で別途株主に提供することも可能である。

(3) 書面交付請求権

会社が電子提供措置を採用している場合でも、株主は、書面による株主総会資料の交付を会社に請求できる(元年法325条の5第1項、第2項)。インターネットの利用が困難な株主に配慮した制度である。もっとも、一度書面交付請求を行った後、書面交付をいつまでも継続しなければならないとすると、会社が書面交付する株主が増えていくことになり、電子提供措置のメリットが損なわれてしまう。そこで、書面交付請求を失効させる手続も設けられている(元年法325条の5第4項、5項)。

Q1-3 株主総会の簡略化

株主数が少ないので、株主総会をできるだけ簡単な方法で実施したいと考えています。株主総会を簡略化する手段はないでしょうか？

A1-3

①株主総会の招集手続を省略する方法、②株主全員が株主総会に出席する方法、③書面決議による方法が考えられます。

解説

1 株主総会の手続を簡略化する方法として、①株主の同意により招集手続を省略、②株主全員の出席により招集手続を行わずに株主総会を開催(全員出席総会)、③株主総会自体を開催せず書面で完結させる方法がある。

2 株主総会の招集手続は、書面投票又は電子投票の手段をとる場合を除き、株主全員の同意により、省略が可能である(300条)。株主全員からの同意の取得方法に特に制約はないが、後日の紛争を予防する観点からは、書面等、証拠に残る方法により同意を取得すべきである。なお、この株主全員の同意は、あくまで招集手続自体を省略するものであり、招集決定を省略できるわけではないことに留意が必要である。

また、300条は上記②の全員出席総会の考え方に基づくものである。株主全員が株主総会の開催に同意して出席したときは、招集手続の不履行によって不利益を被る株主がない。そのため、当該株主総会は適法に成立するという考え方である<sup>1</sup>。全員出席総会は、株主全員が株主総会に出席する必要があるが、事前に招集手続の省略に対する同意を得ておらずとも株主総会を適法に成立させることができる。株主数が少なく、全員が速やかに出席できるということであれば、300条によらず、全員出席総会の考え方により、株主総会を開催する方法を取ること考えられる。

3 ①及び②は、招集手続の省略に着目したものであるが、そもそも株主総会を現実に開催せずに、書面をもって株主総会決議があったものとする方法もある(決議の省略)。いわゆる書面決議であり、株主総会の目的事項に関する議案について、議決権を有する全株主が、書面又は電磁的方法により同意した場合、当該議案を可決した旨の株主総会があったものとみなすことができる(319条1項)。これは、普通決議以外の特別決議などにも利用できる。書面決議の具体的な流れとしては、株主総会の書面決議についての取締役の決定(取締役会の決議)、株主への提案書の送付、株主からの同意書の返送、書面決議による株主総会議事録の作成と進めることが考えられる。なお、書面決議の方法により株主総会決議があったとみなされた場合、当該同意に係る書面又は

電磁的記録は、決議があったものとみなされた日から10年間本店に備え置かなければならない(同条2項)。

Q1-4 招集手続の瑕疵

株主総会を開催しましたが、株主から、招集通知が期限内に届かなかったので決議は無効だとの指摘がありました。その株主は株主総会が開催されることやその内容も十分知っており、出席もしていました。この株主総会での決議は無効になってしまうのでしょうか。

A1-4

株主総会決議は、裁判所の判決により取り消されない限り有効です。株主総会決議取消しの訴えが提起された場合、招集手続が法令又は定款に違反しており、その違反の事実が重大で、かつ、決議に影響を与える場合には、判決によって効力を失う可能性があります。もっとも、本問の場合、訴えが提起されたとしても、裁判所は裁量により請求を棄却すると考えられます。

解説

本問のように、株主総会の招集通知が期限内に発送されなかった場合には、招集手続自体は違法である(299条1項)。株主等は、その株主総会決議の有効性を争うため、株主総会決議取消しの訴え(831条1項)を提起することができる。

もっとも、裁判所は、招集手続に法律違反があったとしても、違反が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないと認める場合には、決議取消しの請求を棄却することができる(831条2項)。本問では、株主総会の招集通知が期限内に発送されていないものの、当該株主は、株主総会の内容も認識して、出席もしていたとのことであるから、招集通知の発送が遅れたことが決議に影響を及ぼしたとは評価できない。したがって、裁判所は、決議取消しの請求を棄却すると考えられる。

家族経営の中小企業では、多数派株主が、少数派株主への株主総会の開催を知らせることなく、株主総会を開催したことにする可能性がある。この場合、少数派株主は、株主総会の招集手続の違法や株主総会決議の不存在を主張し、訴えを提起することになり、実際に請求が認容され、決議の効力が否定されることもある。もっとも、多数派株主は、適法な手続を経て、同じ決議を行うことが可能であるから、決議が無効になっても紛争の真の解決にはつながらない。そのため、裁判所は、少数派株主の保有する株式を多数派株

主に譲渡させることを内容とした訴訟上の和解による解決を図ることが多いといわれている<sup>2</sup>。

なお、株主総会決議の瑕疵を争う訴えの概要については、Q3-4を参照されたい。

1 最判昭和46年6月24日判タ265号141頁参照

2 田中亘「会社法」(第3版)198頁